

●香川県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したため、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成19年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費による。ただし、13,440,000円を上限とする金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。
- 4 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大西俊哉
住所 高松市国分寺町新居3325番地6